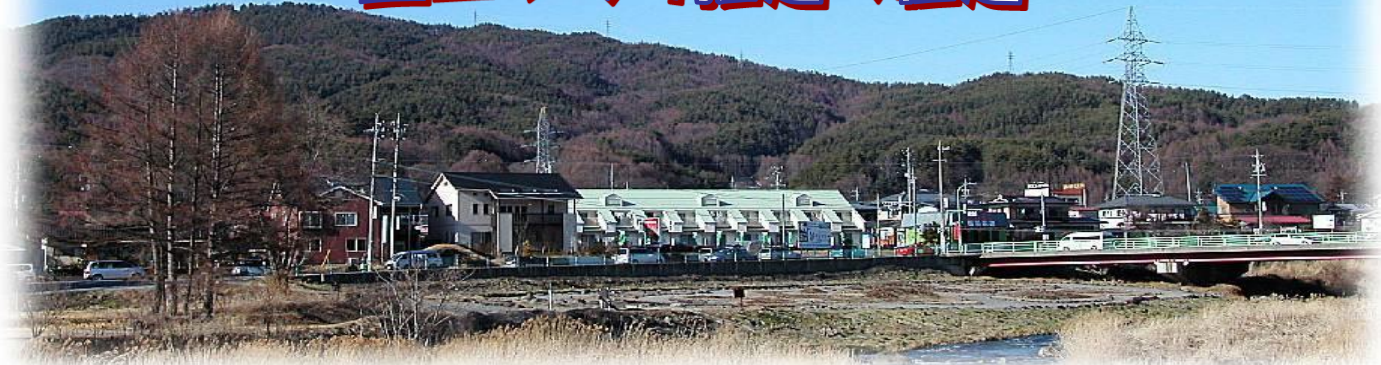


永明寺山ふれあいの森を創る会の取り組み ～里山づくり推進の経過～



条例に定められた手続き

STEP 1 仲間づくり

里山づくりに取り組みたい人たちは、土地所有者等にも参加をお願いしながら、仲間づくりをします。

STEP 2 計画づくり

土地所有者等の意見を聴きながら、里山づくりを実施するための計画をつくりまします。

STEP 3 申請

計画ができれば必要書類を市へ申請します。申請を受けた市は、土地所有者等、市民、里山審議会の意見を聴いて、里山づくり推進地域の指定をするか否かの決定をします。

STEP 4 里山づくり推進協定を締結

里山づくりに取り組む人たち（「推進団体」といいます。）、土地所有者等、市で里山づくり推進協定を締結します。

これまでの取り組み

I 推進団体発起人会立上げ

- 永明寺山周辺の里山づくりに関心を持つ、埴原田・城山・本町・塚原の22名が発起人となり、発起人会を立ち上げる。
- 会の名称を「永明寺山ふれあいの森を創る会（仮称）」とする。

II 山林所有者に賛同を求める

- 里山づくりの賛同趣意書を送付する。（H18.3）
- 山林所有者の多数（面積の80%余）の賛同を得る。

III 推進団体の設立(H18.10.28)

- 賛同者・市民から会員募集をする。（会員118名）
- 設立総会をもって、「永明寺山ふれあいの森を創る会」と決定する。
- 森林整備・自然観察・史跡保存・保健運動・地区部会など会の組織を決め、活動計画を立てる。

IV 推進地域指定の申請、指定(75.7ha)

- 賛同された所有者の山林を中心に推進地域の区域を決める。
- 活動計画推進地域等の書類を市へ申請する。（H19.2.6）
- 市から「里山づくり推進地域」指定にされる。（H19.3.26）

【里山づくり推進地域の指定に関する茅野市里山審議会の意見】

- 申請の地域は、豊かな自然に満ち、また、文化的なものも豊富で、「市民のふれあえる里山」として最適な地である。
- 創る会の熱意と見識は十分なもので、その活動計画は「里山づくりを推進する」という条例の趣旨にも十分合致した意義あるものである。
- 「創る会」の活動が実りあるものになるとともに、茅野市における里山づくりの先駆けとなることを本審議会として心から願う。

V 三者協定締結、いよいよ活動

- 賛同山林所有者（207名、59.8ha）、創る会、茅野市の三者で里山づくり推進協定を締結（H19.7）
- <協定締結状況>
- 締結者数：190名
 - 協定締結面積：約55.5ha



計画に基づいて、里山づくりを実施！